

## 阿波市危険ブロック塀等安全対策支援事業 Q&A

### 【申請手続きについて】

Q 1 申請書はどこで配布していますか？

本庁舎2階④番窓口 営繕課で配布しております。また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q 2 コンクリートブロック塀を一部残してもいいですか？

原則、全て撤去していただきます。敷地の状況等により撤去できない場合は、事前にご相談ください。

Q 3 金属製フェンスが一部あるコンクリートブロック塀の撤去は対象となりますか？

対象となります。ただし、この場合の金属製フェンス部分の撤去費用は補助対象外です。

Q 4 新設フェンスのみを設置したいが、補助対象の工事ですか？

フェンスを設置する工事のみは対象外です。

Q 5 見積書は誰の名前で出してもらえばいいですか？

申請者の名前で見積書を提出していただくよう施工業者に依頼してください。

Q 6 工事はいつからできますか？

市からの交付決定の通知を受けた後、施工業者等と契約し工事に着手してください。決定通知前に着手した場合は、補助の対象外になります。

Q 7 撤去後に、新たにブロック塀等を設置することはできますか？

事業を利用した場合、道路等からの高さが40cmを超えるブロック塀等を設置することはできません。

## 【補助金について】

Q 1 具体的にどのような工事が補助対象になりますか？

補助対象経費 A・・・ブロック塀等の撤去、運搬、処分に要する経費

補助対象経費 B・・・ブロック塀等の撤去後に引き続いて行う安全なフェンスを設置する経費

Q 2 門柱や門扉の撤去費用は補助対象経費 A になりますか？

門柱や門扉はコンクリートブロック造等の塀ではないので補助対象外です。コンクリートブロック塀等の塀部分のみを補助対象経費とします。

Q 3 ブロック塀等の基礎の撤去費用は補助対象経費 A になりますか？

ブロック塀等の基礎部分は補助対象外です。コンクリートブロック塀等の塀部分のみを補助対象経費とします。

Q 4 補助金は何度でも受けられますか？

同一の土地で、過去にこの事業で補助金の交付を受けた人は、補助を受けることができません。同一の土地、一回限りの補助です。

Q 5 DIY（日曜大工）で工事をした場合、補助金は受けられますか？

受けられません。市内に本店を有する施工業者等（個人事業者を含む。）で、次のいずれかを満たす業者に工事を依頼してください。

(1)建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けた建設業者

(2)建設リサイクル法第 21 条第 1 項の登録を受けた解体工事業者